

06 扶養手当について

主として職員の扶養を受けている親族がいる場合の手当です。

< 扶養手当額について >

手当月額は、被扶養者の続柄等によって異なります。(事務提要参照)

< 被扶養者の認定について >

被扶養者として認定されるには、総収入額等いくつかの要件をクリアすることが必要です。

扶養認定に必要な条件等については、下記を参照してください。

事務提要 P1501～

給与事務の手引

事務マニュアル 「扶養」

< 扶養手当の報告 >

扶養状況が変化したときに、給与報告書(2)で報告します。記入方法は、「事務マニュアル」「人事給与電算事務提要」を参照。

* 年2回 6月と秋ごろに、被扶養者の所得額の確認を行います。

(公立学校共済組合でも被扶養者確認が行われます。)